

役員報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人いきいき福祉会の役員の報酬に関する事項を定める。

- ここに定める以外の事項は、関係法令・定款・理事会の決定に従うものとする。
- この規程の報酬とは、役員としての職務執行の対価として支払う報酬費のことをいう。

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

第3条 この規程は原則として職員を兼務しない役員、評議員選任・解任委委員に適用する。

- 職員を兼ねる理事には役員報酬を支払わないものとし、この規定を適用しない。

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 理事が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 前項1、2、3において理事会及び評議員会に出席した場合の報酬は支払わないものとする。

第5条 理事及び監事が理事会に出席したときは別表2により旅費交通費（実費弁償費）として3,000円を支払うことができる。なお必要に応じて適宜見直すことができる。

- 評議員が評議員会に出席したときは別表2により旅費交通費（実費弁償費）として3,000円を支払うことができる。なお、理事が評議員会に出席し、かつ同一日に開催された理事会に出席したときは、評議員会出席に係る旅費交通費（実費弁償費）を支払わないものとする。
- 役員選任・解任委員が役員選任・解任委員会に出席したときは別表2により旅費交通費（費用弁償費）として3,000円を支払うことができる。なお必要に応じて適宜見直すことができる。
- 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第6条 報酬は原則として毎月月末に締め切り、翌月25日に、通貨で直接本人に支払う。但し、支払日が土曜日および休日に当たる時は、その前日に支払う。

- 前項について、本人の同意があった場合は、当該報酬を本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。

第7条 この規程の改定は、理事会の承認を得たうえで評議員会の決議をもって行うこととする。

附 則

この規程は、2015年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬 額	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等（日額）	10,000円	実 費	職員との兼務がない場合
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円	実 費	職員との兼務がない場合
監事監査指導報酬等（半日額）	5,000円	実 費	職員との兼務がない場合

別表 2（日額）

名 称	実費弁償費
理事会出席	3,000円
評議員会出席	3,000円
評議員選任・解任委員会出席	3,000円

別表 3（別表 1 の支給基準の根拠）

役員報酬の支給基準は以下の 1 及び 2 とする。

- 1 支給基準設定の根拠
- 2 不当に高額でないこと

支給基準は、民間事業者役員報酬及び当法人職員の給与を参考にして定めた。

①企業規模500人以上1,000人未満民間事業者の平取締役の平均年俸18,527,000円（一時金4か月分含む）との比較 時給7,237円（18,527,000円÷16ヵ月÷20日÷8時間）

②2016年度小規模民間事業者の役員級の従業員の年間給与6,344,000円との比較 時給2,478円（6,344,000円÷16ヵ月÷20日÷8時間）

③当法人の職員時給との比較

常勤職員 時給1,563円（3,600,000円÷14.4ヵ月÷20日÷8時間）

非常勤職員 時給1,119円

- ・別表 1 の理事長、理事、評議員、監事の報酬額は民間事業者より相当低額であり、当法人の規模からは②の基準（時給2,500円程度）が妥当であると考え、当法人の経営力量を考慮して日額10,000円（時給1,250円）とした。従って、不当に高額でないという基準も当然クリアしている。

2015年4月 1日 制定

2015年7月28日 改訂

2015年1月22日 改訂

2016年3月22日 改訂

2017年7月26日 改訂

2018年9月21日 改訂